

付 議 第 8 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中

「

安芸市	東川小学校	昭和47年5月1日
	川北小学校奈比賀分校	平成17年4月1日
	東川中学校	昭和47年5月1日

」

を

「

室戸市	佐喜浜小学校 佐喜浜中学校	令和4年4月1日 〃
安芸市	東川小学校 川北小学校奈比賀分校 東川中学校	昭和47年5月1日 平成17年4月1日 昭和47年5月1日

」

に、

「

土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
	窪津小学校	平成28年4月1日
	足摺岬小学校	平成2年1月1日
	貝ノ川小学校	昭和34年4月1日
	布中学校	〃
	下川口中学校	昭和47年5月1日
	貝ノ川中学校	昭和34年4月1日

」

を

「

宿毛市	橋上小学校	令和4年4月1日
土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
	下ノ加江小学校	令和4年4月1日
	窪津小学校	平成28年4月1日
	足摺岬小学校	平成2年1月1日
	貝ノ川小学校	昭和34年4月1日
布中学校	〃	

」

	下川口中学校 貝ノ川中学校	昭和47年5月1日 昭和34年4月1日
--	------------------	------------------------

に改め、同表の1級の吾川郡の仁淀川町の項を次のように改める。

仁淀川町	池川小学校	平成22年4月1日
	別府小学校	〃
	池川中学校	〃
	仁淀中学校	〃
	仁淀川町学校給食共同調理場	〃

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	田野々小学校	令和4年4月1日
	大奈路小学校	平成18年3月20日
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃
	昭和小学校	平成22年4月1日
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	〃
	昭和中学校	平成22年4月1日
	大正中学校	令和4年4月1日
	四万十町立大正学校給食センター	〃
	四万十町立十和学校給食センター	平成22年4月1日

別表第1の2級の室戸市の項及び土佐郡の大川村の項を削り、同表の2級の項中

吾川郡	いの町	本川小学校	平成16年10月1日
		長沢小学校	〃
		中追小学校	〃
		上東小学校	〃
		本川中学校	〃
		中追中学校	〃

を

吾川郡	いの町	本川小学校	平成16年10月1日
		長沢小学校	〃
		中追小学校	〃
		上東小学校	〃
		本川中学校	〃
		中追中学校	〃

	仁淀川町	長者小学校	令和4年4月1日
--	------	-------	----------

に改める。

別表第2の高岡郡の四万十町の項を削る。

別表第3の宿毛市の項及び土佐清水市の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び主な内容

この規則は、へき地教育振興法施行規則（昭和 34 年文部省令第 21 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくへき地等学校等に係る指定級地の見直し及び現在へき地等学校等として指定している学校等の廃止に伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

対 照 表

旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日
1 級	安芸市	略	
	土佐市	略	
	土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
		窪津小学校	平成28年4月1日
		足摺岬小学校	平成2年1月1日
		貝ノ川小学校	昭和34年4月1日
		布中学校	〃
		下川口中学校	昭和47年5月1日
		貝ノ川中学校	昭和34年4月1日
	略		
	吾川郡	略	
	仁淀	池川小学校	平成22年4月1日
	川町	長者小学校	平成17年8月1日

新 旧

新

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日
1 級	室戸市	佐喜浜小学校	令和4年4月1日
	安芸市	佐喜浜中学校	〃
	略	略	
	土佐市	略	
	窪毛市	橋上小学校	令和4年4月1日
	土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
		下ノ加江小学校	令和4年4月1日
		窪津小学校	平成28年4月1日
		足摺岬小学校	平成2年1月1日
		貝ノ川小学校	昭和34年4月1日
		布中学校	〃
		下川口中学校	昭和47年5月1日
		貝ノ川中学校	昭和34年4月1日
	略		
	吾川郡	略	
	仁淀	池川小学校	平成22年4月1日
	川町		

	別府小学校 池川中学校 仁淀中学校 仁淀川町学校給食共 同調理場	平成22年4月1日 " " "
高岡郡	略	
四万 十町	米奥小学校 若井川小学校 大奈路小学校 北ノ川小学校 十川小学校 昭和小学校 北ノ川中学校 十川中学校 昭和中学校 四万十町立十和学校 給食センター	平成22年4月1日 平成18年3月20日 " " " 平成22年4月1日 平成18年3月20日 " 平成22年4月1日
	略	
2級	室戸市	佐喜浜小学校 佐喜浜中学校
		平成28年4月1日 "

	別府小学校 池川中学校 仁淀中学校 仁淀川町学校給食共 同調理場	" " " "
高岡郡	略	
四万 十町	米奥小学校 若井川小学校 田野々小学校 大奈路小学校 北ノ川小学校 十川小学校 昭和小学校 北ノ川中学校 十川中学校 昭和中学校 大正中学校 四万十町立大正学校 給食センター 四万十町立十和学校 給食センター	平成22年4月1日 平成18年3月20日 令和4年4月1日 平成18年3月20日 " " 平成22年4月1日 平成18年3月20日 " 平成22年4月1日 令和4年4月1日 " 平成22年4月1日
	略	
2級	安芸市	略

略		略		
安芸郡	東洋町	略		
吾川郡	いの町	略		
	仁淀川町	長者小学校	令和4年4月1日	
略		略		
略		略		

別表第2（第3条関係）

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村		小学校、中学校及び 共同調理場	指定日
略		略	
吾川郡	略		

室戸市東部学校給食 センター				〃
安芸市		略		
略		略		
安芸郡	東洋町	略		
土佐郡	大川村	大川小学校 大川中学校	平成22年4月1日	〃
吾川郡	いの町	略		
略		略		
略		略		

別表第2（第3条関係）

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村		小学校、中学校及び 共同調理場	指定日
略		略	
吾川郡	略		
高岡郡	四万十町	田野々小学校 大正中学校 四万十町立大正学校 給食センター	平成22年4月1日 〃 〃

別表第3（第4条関係）

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び 共同調理場	指定日
四万十市	略	
略		

別表第3（第4条関係）

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び 共同調理場	指定日
宿毛市	橋上小学校	平成28年4月1日
土佐清水市	下ノ加江小学校	平成28年4月1日
四万十市	略	
略		

へき地学校等見直し結果一覧

市町村名	休校	廃校	校種	学校名	前回(級地)	今回(点数)	今回(級地)	変動	隣接校による調整等
室戸市			小	佐喜浜小学校	2級地	62	1級地	↓	
室戸市			中	佐喜浜中学校	2級地	63	1級地	↓	
室戸市		●	調	室戸市東部学校給食センター	2級地		-		
安芸市	○		小	東川小学校	1級地		1級地		
安芸市	○		小	古井小学校	3級地		3級地		
安芸市	○		小	上尾川小学校	2級地		2級地		
安芸市	○		小	川北小学校奈比賀分校	1級地		1級地		
安芸市	○		中	東川中学校	1級地		1級地		
安芸市	○		中	古井中学校	3級地		3級地		
安芸市	○		中	上尾川中学校	2級地		2級地		
土佐市	○		小	北原小学校谷地分校	1級地		1級地		
宿毛市			小	橋上小学校	特別地	50	1級地	↑	
宿毛市			小	沖の島小学校	5級地	208	5級地		
宿毛市			中	橋上中学校	準へき	35	準へき		
宿毛市			中	沖の島中学校	5級地	198	5級地		沖の島小
宿毛市			調	宿毛市立沖の島学校給食センター	5級地	208	5級地		沖の島小
土佐清水市			小	下ノ加江小学校	特別地	48	1級地	↑	
土佐清水市	○		小	布小学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		小	窪津小学校	1級地		1級地		
土佐清水市			小	足摺岬小学校	1級地	68	1級地		
土佐清水市	○		小	中浜小学校	準へき		準へき		
土佐清水市	○		小	益野小学校	準へき		準へき		
土佐清水市			小	三崎小学校	準へき	43	準へき		
土佐清水市			小	下川口小学校	2級地	80	2級地		
土佐清水市	○		小	貝ノ川小学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		中	布中学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		中	下川口中学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		中	貝ノ川中学校	1級地		1級地		
四万十市			小	大用小学校	1級地	75	1級地		
四万十市	○		小	竹屋敷小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	常六小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	片魚小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	川登小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	勝間小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	藤ノ川小学校	3級地		3級地		
四万十市	○		小	津野川小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	大宮小学校	3級地		3級地		
四万十市	○		小	須崎小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	下家地小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	西ヶ方小学校	特別地		特別地		
四万十市	○		小	本村小学校	準へき		準へき		
四万十市			中	大用中学校	1級地	65	1級地		
四万十市	○		中	竹屋敷中学校	1級地		1級地		
四万十市	○		中	片魚中学校	2級地		2級地		
四万十市	○		中	大川筋中学校	1級地		1級地		
東洋町			小	甲浦小学校	1級地	72	1級地		
東洋町			小	野根小学校	2級地	81	2級地		
東洋町			中	甲浦中学校	1級地	69	1級地		
東洋町			中	野根中学校	1級地	71	1級地		
馬路村			小	馬路小学校	1級地	55	1級地		
馬路村			小	魚梁瀬小学校	3級地	122	3級地		
馬路村			中	馬路中学校	1級地	55	1級地		
馬路村			中	魚梁瀬中学校	3級地	122	3級地		
大川村		●	小	大川小学校	2級地		-		R4.4.1から大川小中学校(義務教育学校)として開校するため、各校はR4.3.31で廃止。
大川村		●	中	大川中学校	2級地		-		

へき地学校等見直し結果一覧

市町村名	休校	廃校	校種	学校名	前回(級地)	今回(点数)	今回(級地)	変動	隣接校による調整等
いの町	○		小	本川小学校	2級地		2級地		
いの町			小	長沢小学校	2級地	95	2級地		
いの町	○		小	越裏門小学校	3級地		3級地		
いの町	○		小	中追小学校	2級地		2級地		
いの町	○		小	柳瀬小学校	1級地		1級地		
いの町	○		小	上八川小学校	特別地		特別地		
いの町	○		小	上東小学校	2級地		2級地		
いの町	○		小	清水第一小学校	1級地		1級地		
いの町	○		小	清水第二小学校	3級地		3級地		
いの町			小	吾北小学校	準へき	40	準へき		
いの町			中	本川中学校	2級地	75	2級地		長沢小学校
いの町	○		中	中追中学校	2級地		2級地		
いの町			中	吾北中学校	特別地	31	特別地		
いの町			調	いの町立吾北給食センター	準へき	40	準へき		吾北小学校
仁淀川町			小	池川小学校	1級地	49	1級地		
仁淀川町			小	長者小学校	1級地	86	2級地	↑	
仁淀川町			小	別府小学校	1級地	49	1級地		
仁淀川町			中	池川中学校	1級地	49	1級地		
仁淀川町			中	仁淀中学校	1級地	52	1級地		
仁淀川町			調	仁淀川町学校給食共同調理場	1級地	49	1級地		別府小学校
中土佐町			小	大野見小学校	1級地	46	1級地		
中土佐町			中	大野見中学校	1級地	46	1級地		
中土佐町			調	中土佐町立学校給食センター	1級地	46	1級地		大野見小
橋原町			小	橋原小学校	1級地	55	1級地		
橋原町			中	橋原中学校	1級地	55	1級地		
橋原町			調	橋原町立学校給食橋原共同調理場	1級地	55	1級地		橋原中
津野町			小	精華小学校	1級地	65	1級地		
津野町			小	中央小学校	1級地	63	1級地		
津野町			中	東津野中学校	1級地	62	1級地		
津野町			中	葉山中学校	1級地	61	1級地		
津野町			調	津野町立東津野学校給食センター	1級地	62	1級地		東津野中
四万十町			小	米奥小学校	1級地	63	1級地		
四万十町	○		小	若井川小学校	1級地		1級地		
四万十町			小	興津小学校	2級地	86	2級地		
四万十町			小	田野々小学校	準へき	46	1級地	↑	
四万十町	○		小	大奈路小学校	1級地		1級地		
四万十町			小	北ノ川小学校	1級地	70	1級地		
四万十町			小	十川小学校	1級地	67	1級地		
四万十町			小	昭和小学校	1級地	63	1級地		
四万十町	○		中	興津中学校	2級地		2級地		
四万十町			中	大正中学校	準へき	51	1級地	↑	
四万十町			中	北ノ川中学校	1級地	75	1級地		
四万十町			中	十川中学校	1級地	67	1級地		
四万十町	○		中	昭和中学校	1級地		1級地		
四万十町			調	四万十町立大正学校給食センター	準へき	46	1級地	↑	田野々小
四万十町			調	四万十町立十和学校給食センター	1級地	63	1級地		昭和小
大月町			小	大月小学校	特別地	33	特別地		
大月町			中	大月中学校	特別地	32	特別地		
黒潮町			小	拳ノ川小学校	1級地	57	1級地		
黒潮町	○		小	鈴小学校	2級地		2級地		

【集計結果①】

	現行級地	見直し後	増減
5級地	3	3	0
4級地	0	0	0
3級地	8	8	0
2級地	23	19	-4
1級地	54	60	+6
準へき	10	7	-3
特別地	7	5	-2
計	105	102	※廃止3

※廃止3：室戸市東部学校給食センター、大川小学校、大川中学校

級地の上がる学校	6
級地の下がる学校	2
変動のない学校	94
小計	102

【集計結果②】見直し後の指定状況の内訳

	指定数				うち休校			
	小	中	調	計	小	中	調	計
5級地	1	1	1	3	0	0	0	0
4級地	0	0	0	0	0	0	0	0
3級地	6	2	0	8	5	1	0	6
2級地	14	5	0	19	9	4	0	13
1級地	33	21	6	60	14	7	0	21
準へき	5	1	1	7	3	0	0	3
特別地	3	2	0	5	2	0	0	2
合計	62	32	8	102	33	12	0	45

級地の上がる学校	
1級⇒2級	1校 長者小学校
準⇒1級	3校 田野々小学校、大正中学校、四万十町立大正中学校給食センター
特⇒1級	2校 橋上小学校、下ノ加江小学校
合計	6校

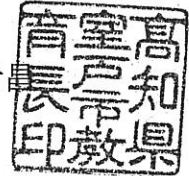
級地の下がる学校	
2級⇒1級	2校 佐喜浜小学校、佐喜浜中学校
合計	2校



元室学第705号
令和2年3月3日

高知県教育委員会事務局
保健体育課長 様

室戸市教育長 百田 貴



学校給食センターの廃止届

学校給食センターを廃止しますので、次のとおり届け出ます。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1. 施設 | 室戸市東部学校給食センター |
| 2. 所在地 | 室戸市佐喜浜町1700 |
| 3. 廃止理由 | 施設の老朽化により、室戸市中部学校給食センターに統合のため |
| 4. 廃止時期 | 令和2年3月31日 |

3大教第165号

令和4年2月28日

高知県教育委員会 様

大川村教育委員会



大川村立大川小学校及び大川村立大川中学校の廃止について

うえのことについて、下記の理由により大川村立小学校及び中学校を廃止いたします。

記

1. 学 校 名 大川村立大川小学校
 大川村立大川中学校

2. 廃 止 期 日 令和4年3月31日

3. 廃止の事由 大川村立大川小学校及び大川村立大川中学校をそれぞれ義務教育学校として設置するため。

議案第 53 号

大川村立学校設置条例の制定について
大川村立学校設置条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 6 日提出

大川村長 和田 知士



大川村立学校設置条例

大川村立小学校及び中学校設置条例(昭和 41 年条例第 2 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 大川村に学校教育法(昭和 22 年法律第 26 条)第 1 条に規定する義務教育学校を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 義務教育学校の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
大川村立大川小中学校	大川村中切 517 番地 2

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 12 月 9 日 原案可決

高知県土佐郡大川村議会議長

和田 民夫

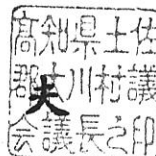


本案は令和 3 年 12 月 9 日原案通り可決した事を証明する。

令和 4 年 2 月 28 日

高知県土佐郡大川村議会議長

和田 民夫



へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び共同調理場（へき地学校等（1～5級）及び準ずる学校等）に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地学校等（へき地学校、準ずる学校並びに特別の地域にある小学校、中学校及び共同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第15条の2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	5級地	18%（算定点数：200点～）
	4級地	14%（算定点数：160～199点）
	3級地	7%（算定点数：120～159点）
	2級地	5%（算定点数：80～119点）
	1級地	3%（算定点数：45～79点）
	準ずる学校	1%（算定点数：35～44点）

※省令「25/100を超えない範囲内」

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

※1～5級地、準ずる学校、特別地（算定点数：30～34点）

※省令「4/100を超えない範囲内」

3 へき地の級地

(1) 基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。
遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化

※6年に1回見直し